

中期計画・年度計画

第2期中期計画	平成31年度計画 (赤:新規)	平成30年度計画
地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）は、第1期中期計画（平成22年4月1日から平成27年3月31日まで）において、山梨県の基幹病院としての使命を十分に認識し、中期目標に定められた政策医療の確実な実施、医療の質の一層の向上及び経営基盤の強化に取り組み、一定の成果を得たところである。 平成27年4月1日から始まる第2期中期計画においても、引き続き山梨県の基幹病院として、多様化する県民の医療ニーズに対応するため、職員一丸となって、その実現に向け全力で取り組んでいく。		
第1中期計画の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とする。		
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>1 医療の提供 山梨県の基幹病院として求められる政策医療を的確に実施するとともに、高度・特殊・先駆的な医療の推進をはじめ、県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 山梨県の三次救急医療を担う救命救急センターを中心に救命救急医療を提供するとともに、新たに患者の重症度や緊急性に応じ、柔軟に対応する総合診療科等を開設し、他の医療機関とも連携する中で、救命救急医療の充実を図る。 また、ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、地域の分娩取扱医療機関との連携及び診療体制の整備・充実を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。</p> <p>ウ がん医療 専門的ながん医療の提供、地域との連携協力体制の構築、がん患者に対する相談支援・情報提供などのがん診療連携拠点病院としての機能を拡充するとともに、院内により緊密な連携体制を確立する中で、チーム医療を推進するなど、がんの包括的診療体制を充実し、がん医療の質の向上に努める。 (ア) がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。 がんセミナーや市民公開講座を開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。</p> <p>(イ) 緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。</p> <p>(ウ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。</p>	<p>1 医療の提供</p> <p>(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 ・三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ・ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 ・総合診療科・感染症科において、どの診療科にも属さない診断困難な患者の診療を行うとともに、救命救急センターと連携し、患者の重症度や緊急性に応じて柔軟に対応していく。 ・救命救急センターにおいて、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うため、「高度救命救急センター」の指定を受け、より高度で専門的な救急医療を提供する。 ・より充実した救命救急医療を提供するため、救命救急センターの区画を拡充し、三次救急患者だけでなく二次救急患者の診療が可能となるよう整備していく。また、結核などの感染症隔離室を設置していく。 ・三次救急医療を維持していくため、急性期患者転院について協定先の医療機関との連携を推進する。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。 また、胎児超音波スクリーニング検査などにより、胎児の疾患の早期発見に努めるとともに、分娩までの継続的なサポートを行う。</p> <p>ウ がん医療 (ア) がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。 がんセミナーや市民公開講座を開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。</p> <p>(イ) 緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。</p> <p>(ウ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。</p>	<p>1 医療の提供</p> <p>(1) 政策医療の提供 ① 県立中央病院 救命救急医療、総合周産期母子医療、がん医療をはじめとした県民生活に欠くことのできない医療の提供に向けて、一層の高度化、専門化を図る。 ア 救命救急医療 ・三次救急医療を担う救命救急センターと各診療科が連携を図り、迅速で効率的な治療を行う。 ・ドクターヘリ及びドクターカーの活用により、早期の救命救急医療を提供する。 ・総合診療科・感染症科において、どの診療科にも属さない診断困難な患者の診療を行うとともに、救命救急センターと連携し、患者の重症度や緊急性に応じて柔軟に対応していく。 ・より充実した救命救急医療を提供するため、救命救急センターの区画を拡充し、三次救急患者だけでなく二次救急患者の診療が可能となるよう整備する。また、結核などの感染症隔離室を設置する。 ・三次救急医療を維持していくため、急性期患者転院の協定締結を推進する。</p> <p>イ 総合周産期母子医療 地域の分娩取扱医療機関との連携を図りながら、ハイリスクの妊婦・胎児及び新生児に対し、総合的、専門的な医療を提供する。 また、胎児超音波スクリーニング検査などにより、胎児のリスク判定を行うとともに、分娩までの継続的なサポートを行う。</p> <p>ウ がん医療 (ア) がん治療の充実 手術、化学療法及び放射線療法を効果的に組み合わせた集学的治療の推進やがん相談など治療に伴う精神的ケアの支援により、がん治療の充実を図る。 がんセミナーや市民公開講座を開催するなど、県民に向けた情報提供等に取り組む。</p> <p>(イ) 緩和ケア診療の充実 身体症状及び精神症状の緩和に携わる医師、専門の看護師などで構成される緩和ケアチームを中心に緩和ケア診療を充実する。</p> <p>(ウ) キャンサーボードの充実 がん患者の状態や意向を踏まえた適切な治療を行うため、各専門領域の医師が一堂に会して、手術、化学療法、放射線療法などの治療方法を包括的に議論する場であるキャンサーボードを充実する。</p>

第2期中期計画	平成31年度計画 (赤:新規)	平成30年度計画
<p>(I) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。</p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、臨床心理士によるカウンセリングを実施するなど、エイズ治療拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 精神科救急・急性期医療や通院医療などの充実を図るとともに、心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院・通院医療機関としての役割を果たす。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、より高度で専門的な医療を関係機関と連携して提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 心神喪失者等医療観察法に基づく指定入院医療機関として最適な医療を提供し、対象者に対して、指定入院から指定通院に向かう一貫した治療体系の中で適切な治療を提供し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 集中的な救急・急性期治療によっても早期の退院が困難な重症患者や長期在院重症患者に、さらに高度な薬物治療等や多職種治療チームによる治療体制を構築し、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 救急・急性期、重度・慢性患者への入院医療、指定入院医療などから退院し、地域で生活する重症患者に対して、関係機関と連携し、多職種治療チームによるデイケアなどの通院治療やアウトリーチ(訪問支援)などにより医療を提供する体制を強化し、地域社会への適応を促進する。</p>	<p>(I) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。 <u>また、中央病院では、平成31年2月に東京大学医学部附属病院のがんゲノム医療連携病院として先進医療B「遺伝子パネル検査」の実施医療機関に指定されたため、引き続き、東京大学との連携に努める。さらに、平成31年度から指定がはじまる見込みの「がんゲノム医療拠点病院」の指定を目指し、最適な治療を提供できるよう、引き続きがんゲノム医療の推進に努める。</u></p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 指定難病の疾病数が増加しているため、患者に適切な医療が提供できるよう、臨床調査個人票の作成を適切に行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を行うなど、より高度で専門的な児童思春期医療を提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種治療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 重症患者や長期在院重症患者に対し、さらに高度な医療を提供するとともに、多職種治療チームによる治療体制の充実を図り、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 <u>地域で生活する重症通院患者の治療中断による重症化や問題行動の再発等を防ぐとともに、退院後も地域で生活する患者の拡大する医療ニーズに対応するため、平成31年4月に設置する訪問看護ステーションにおいて、患者に適応した医療を継続的に提供する。また、多様化・高度化したデイケアにおいては、患者の特性に合わせた高度な治療プログラムを提供し、地域社会への適応を促進する。</u></p>	<p>(I) ゲノム解析の推進 ゲノム解析センターにおいて、遺伝子情報の解析を行い、科学的根拠に基づいた適切な薬剤投与法や診断法を確立し、患者の個々人に合わせた次世代型のがん医療創出に向けて、臨床と研究の一体的な取組を推進する。 <u>また、平成29年4月に開設したゲノム診療部と連携し、遺伝性乳癌・卵巣癌症候群や大腸癌(Lynch症候群)などの家族性腫瘍に関する遺伝子解析を推進する。</u> さらに、県民に質の高いがんゲノム医療を提供するため、平成30年度から始まるがんゲノム医療連携病院の指定に向けた体制を整備する。</p> <p>(オ) 遺伝カウンセリングの推進 乳がんや卵巣がん等遺伝子の関与が疑われるがんの患者等に対してカウンセリングを実施し、得られた結果に基づき適切な治療を行う。</p> <p>エ 難病(特定疾患)医療 専門医の継続的な治療を行うとともに、関係医療機関との連携を強化しながら、最適な医療の提供を行う。 指定難病の疾病数が増加しているため、患者に適切な医療が提供できるよう、臨床調査個人票の作成を適切に行う。</p> <p>オ エイズ医療 患者に対する総合的、専門的な医療を提供するとともに、患者の精神的負担をケアするため、臨床心理士によるカウンセリングを実施する。</p> <p>カ 感染症医療 一類感染症(エボラ出血熱など7疾患)患者を受け入れる病室を活用し、第1種感染症指定医療機関としての医療を提供する。 また、新型インフルエンザ患者など感染症患者に対する外来診療や、重篤患者に対する陰圧個室を使った入院治療など、専門的な医療を提供する。</p> <p>②県立北病院 増加する救急患者や児童思春期患者に対応するため、医療体制の充実を図り、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供する。</p> <p>ア 精神科救急・急性期医療 本県における精神科救急医療体制の強化に対応するとともに、集中的な治療を要する患者に、急性期の特性に合わせて、手厚い治療と多職種治療チームによる総合的で一貫した医療を提供することで早期退院を図り、通院や退院後のリハビリテーションに結びつける。</p> <p>イ 児童思春期精神科医療 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を行うなど、より高度で専門的な児童思春期医療を提供する。</p> <p>ウ 心神喪失者等医療観察法に基づく医療 多職種治療チームによる充実した医療を提供し、対象者の社会復帰を促進するとともに、社会復帰した対象者の通院治療について充実を図る。</p> <p>エ 重度・慢性入院患者への医療 重症患者や長期在院重症患者に対し、さらに高度な医療を提供するとともに、多職種治療チームによる治療体制の充実を図り、退院と社会復帰を目指す。</p> <p>オ 重症通院患者への医療 地域で生活する重症通院患者の治療中断による重症化や問題行動の再発等を防ぐとともに、退院後も地域で生活する患者の拡大する医療ニーズに対応するため、平成31年4月に設置する訪問看護ステーションにおいて、患者に適応した医療を継続的に提供する。また、多様化・高度化したデイケアにおいては、患者の特性に合わせた高度な治療プログラムを提供し、地域社会への適応を促進する。</p>

第 2 期 中 期 計 画	平成 31 年度計画 (赤 : 新規)	平成 30 年度計画
<p>(2) 質の高い医療の提供 県立病院機構の有するあらゆる医療資源を活かし、各部門の密接な連携を図る中で、地方独立行政法人制度の特長である弾力的・効率的で透明性の高い運営を行い、より一層県民に信頼される質の高い医療を提供する。</p> <p>① 医療従事者の育成、確保及び定着 高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の育成、確保及び定着に努める。 また、医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応 患者一人一人の症状に応じたきめ細かな看護を実施し、患者にとって良好な療養環境を確保するため、県立中央病院において、今後変革が予想される 7 対 1 看護体制への柔軟な対応を図る。</p> <p>③ 医療の標準化と最適な医療の提供 治療内容とタイムスケジュールを明確に示すことで患者の不安を解消するとともに、治療手順の標準化、平均在院日数の適正化など、最適な医療を提供するため、クリニカルパスを推進する。 また、診断群分類包括評価（DPC）から得られる詳細な診療情報を、診療科や疾患別のデータ分析、クリニカルパスの見直し、後発医薬品の採用推進などに積極的に活用する。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>① 医療従事者の育成、確保及び定着 ・高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医療従事者の育成、確保及び定着に努める。 ・研修医向けの実践的講座の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。 ・医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応 ・看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7 対 1 看護体制を継続する。 ・看護職員の確保のため、次年度採用予定者に対して、看護師資格取得に向けた支援を行う。 ・新任の看護職員の離職を防止するとともに、同期との連帯感の向上を図るため宿泊研修を実施する。 ・ベテランの看護職員を看護職員人材育成アドバイザーとして専従配置し、看護師養成機関へ直接訪問するなど、当院への就職を促す広報活動を積極的に展開するとともに、就職活動から新人看護師の期間を通じた様々な相談に親身に対応することで、看護職員の採用の拡大、離職の低減を図る。 ・7 対 1 看護体制を継続させるため、入院基本料の算定要件である「重症度・医療・看護必要度」を適正に評価できる人材を育成する。 <u>・看護師の人材育成、教育を行うため、中央病院と北病院との連携の強化、相互研修の推進を図る。</u> ・平成 30 年度導入した看護師向け e-ラーニングシステムである「ビジュアルナーシングメソッド」をより有効的に活用するため、タブレット端末を試験的に導入する。</p> <p>③ 医療の標準化と最適な医療の提供 ・最適な医療を提供するため、DPC から得られる多様な診療情報を活用し、隨時、クリニカルパスの点検・見直しを行い、クリニカルパス使用率の向上を図る。</p> <p>・疾病統計により、医療の安全管理、質の向上を図り、病状に応じた適切な医療を提供していくため、診療情報管理士の配置の充実について検討を行う。</p> <p>・脳卒中患者に対する血管内治療などの急性期集中治療だけでなく、急性期リハビリテーションの導入に向け、調査、研究を行う。 ・中央病院精神科において、一般の身体医療の中で起こる様々な精神科疾患に対して、精神科医等が共同して治療を行う（精神科リエゾン）とともに、入院治療が必要な精神科疾患の患者の紹介など、北病院等との連携を強化する。 <u>・精神、身体疾患の合併症患者に対する適正な医療を提供するため、中央病院に精神疾患の患者が救急搬送された際、入院治療で精神科の治療が可能となる「精神科身体合併症病棟」を整備する（個室 4 床）。</u> ・リニアックを活用し、画像誘導放射線治療（IGRT）などの高精度放射線治療を積極的に進める。 最新のロボット手術システムを活用し、低侵襲で最適な医療を提供する。また、平成 30 年度の診療報酬改定において新たに保険収載された手術部位に速やかに対応できるよう取り組みを進める。 ・県民に質の高いがんゲノム医療を提供するため、がんゲノム医療拠点病院の指定に向けた体制を整備する。</p>	<p>(2) 質の高い医療の提供</p> <p>① 医療従事者の育成、確保及び定着 ・高度で専門的な医療を提供するため、関係機関との連携を図り、人間的資質が優れ、診療能力が高い医療従事者の育成、確保及び定着に努める。 ・研修医向けの実践的講座の充実を図るとともに、医師の研修内容や育成方法について検討を進める。 ・医学生を対象とした臨床研修プログラムの説明会を開催するとともに、病院説明会の実施等の広報活動を行い、臨床研修医の確保に努める。 ・医師事務作業補助者及び看護補助者を拡充し、医療従事者の業務負担の軽減及び処遇の改善を図る。</p> <p>② 7 対 1 看護体制への柔軟な対応 ・看護師採用試験の複数回実施や中途採用などにより、必要な看護師の確保を図るとともに、適切な人事管理や運用病床の運営、業務改善を行い、7 対 1 看護体制を継続する。 ・看護職員の確保のため、次年度採用予定者に対して、看護師資格取得に向けた支援を行う。 ・新任の看護職員の連帯感の向上に向けた研修の充実を図るとともに、視覚的にも理解しやすい看護手順書や動画配信により看護師の技術取得をサポートするシステムである「ビジュアルナーシングメソッド」を導入し、看護技術の向上を図る。</p> <p>・ベテランの看護職員を看護職員人材育成アドバイザーとして専従配置し、看護師養成機関へ直接訪問するなど、当院への就職を促す広報活動を積極的に展開するとともに、就職活動から新人看護師の期間を通じた様々な相談に親身に対応することで、看護職員の採用の拡大、離職の低減を図る。 ・7 対 1 看護体制を継続させるため、入院基本料の算定要件である「重症度・医療・看護必要度」を適正に評価できる人材を育成する。</p> <p>③ 医療の標準化と最適な医療の提供 ・クリニカルパスの電子化を進めるとともに、DPC から得られる情報を活用し、随时、クリニカルパスの点検・見直しを行う。 ・DPC から得られる多様な診療情報を活用し、医療の標準化や効率化を図る。</p> <p>・疾病統計により、医療の安全管理、質の向上を図り、病状に応じた適切な医療を提供していくため、診療情報管理士の配置の充実について検討を行う。 ・手術件数が増加していることから、適切な医療を提供していくため、麻酔科医、看護師の増員及び業務委託などについて検討を行う。 ・脳卒中患者に対する血管内治療などの急性期集中治療だけでなく、急性期リハビリテーションの導入に向け、調査、研究を行う。 ・中央病院精神科において、一般の身体医療の中で起こる様々な精神科疾患に対して、精神科医等が共同して治療を行う（精神科リエゾン）とともに、入院治療が必要な精神科疾患の患者の紹介など、北病院等との連携を強化する。 また、中央病院への精神病床の設置に向けた準備を進める。</p> <p>・リニアックを活用し、画像誘導放射線治療（IGRT）などの高精度放射線治療を積極的に進める。 ・前立腺がん、腎臓がんなどに対し、最新のロボット手術システムを活用し、低侵襲で最適な医療を提供する。また、平成 30 年度の診療報酬改定において胃がんをはじめ多くのロボット手術の保険収載が見込まれるため、保険収載後に速やかに手術が行えるよう取り組みを進める。 ・県民に質の高いがんゲノム医療を提供するため、がんゲノム医療連携拠点病院の指定に向けた体制を整備する（再掲）。</p>

第2期中期計画	平成31年度計画 (赤:新規)	平成30年度計画
	<ul style="list-style-type: none"> 造血幹細胞移植を進めるとともに、<u>増床し9床となった無菌室を有効に活用し、白血病等の無菌状態での薬物治療が必要な患者の受け入れを拡大する。</u> 平成29年度に設置した、肝胆脾・消化器病センター及び循環器病センターにおいて、内科と外科が一体となった治療を実施する。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> より充実した救命救急医療を提供するため、救命救急センターの区画を拡充し、三次救急患者だけでなく二次救急患者の診療が可能となるよう整備していく。また、結核などの感染症隔離室を設置していく(再掲)。 中央病院の理念達成や地域に根ざし、安全・安心、信頼と納得の得られる質の高い医療サービスを効率的に提供するため、平成31年2月に受審した公益財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」の結果明らかとなった課題等の解消に向けた改善活動を推進し、病院運営体制の一層の強化充実と医療の質の向上を図る。 医師を含む多職種間における診療目標の明確化と的確な情報共有を図り、診療の効率化を推進するため、看護計画等の記録に用いる用語の標準化が実現できる「Health Care books」の導入に向けた準備を進め(再掲) 思春期に特有な精神疾患の治療について、県内唯一の児童思春期病棟を有する病院として、関係医療機関と連携して病態に応じた医療を行うなど、より高度で専門的な児童思春期医療を提供する(再掲)。 退院後も地域で生活する患者の拡大する医療ニーズに対応するため、平成31年4月に設置する訪問看護ステーションにおいて、患者に適応した医療を継続的に提供する。また、多様化・高度化したデイケアにおいては、患者の特性に合わせた高度な治療プログラムを提供し、地域社会への適応を促進する。(再掲)。 アルコール依存症への治療プログラムを継続するとともに、関連施設との連携を図りながら、薬物依存症、ギャンブル依存症、ゲーム障害等への治療プログラム開発に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> 造血幹細胞移植を進めるとともに、白血病等の無菌状態での薬物治療が必要な患者の受け入れを拡大するため、現在2床の無菌室を新たに7床整備し、9床とする。 平成29年度に設置した、肝胆脾・消化器病センター及び循環器病センターにおいて、内科と外科が一体となった治療を実施する。 がん及び感染症に関する遺伝子検査を迅速かつ低廉に実施するため、検査部の中にゲノム検査科を設置する。 三次救急の患者に適切な医療が提供できるよう、初療室を拡大する。また、結核などの感染症隔離室を設置する(再掲)。 <p>当院の理念達成や地域に根ざし、安全・安心、信頼と納得の得られる質の高い医療サービスを効率的に提供するため、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する「病院機能評価」を受審し、病院の位置付けや問題点を明らかにすることにより、病院の更なる改善活動を推進し、病院体制の一層の充実や医療の質の向上を目指す。</p>
<p>④高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>各種高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、適切な維持管理を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善</p> <p>病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p>	<p>④高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>中期計画で定めた高額医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善</p> <p>病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p>	<p>④高度医療機器の計画的な更新・整備</p> <p>中期計画で定めた高額医療機器の整備にあたり、機能・性能等と整備に係る費用のバランスを考慮して機種の選定を行う。</p> <p>⑤病院施設の適切な修理・改善</p> <p>病院施設の修理・改善を計画的に行い、その機能の維持・強化を図る。</p>
<p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>医療の専門化・高度化が進む中で、疾病や診療に関する十分な説明を行い、患者・家族の理解を得るとともに、医療安全対策を徹底し、県民に信頼される医療の提供に努める。</p> <p>①医療安全対策の推進</p> <p>ア リスクマネージャーの活用</p> <p>専従のリスクマネージャーを配置した医療安全管理室の機能を活かして、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。</p> <p>イ 情報の共有化</p> <p>チーム医療を推進する中で、より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。</p> <p>ウ 医療事故への対応</p> <p>医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>②医療倫理の確立</p> <p>患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p>	<p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>①医療安全対策の推進</p> <p>ア リスクマネージャーの活用</p> <p>・リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。</p> <p>・職員に対する医療安全教育の一層の向上を図るために、研修内容の見直しや平成30年度に導入したe-ラーニングシステムの活用を推進する。</p> <p>イ 情報の共有化</p> <p>より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。</p> <p>ウ 医療事故への対応</p> <p>・医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>・平成29年度に発生した異型輸血医療事故の再発防止策として、輸血事故防止及び病院輸血マニュアル周知の研修会や救命救急センターにおける緊急輸血訓練を継続して実施する。</p> <p>②医療倫理の確立</p> <p>患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p>	<p>(3)県民に信頼される医療の提供</p> <p>①医療安全対策の推進</p> <p>ア リスクマネージャーの活用</p> <p>・リスクマネージャーを活用し、医療安全に関する情報の収集や分析を行うとともに、各部門のリスク管理責任者への研修など医療安全教育を徹底する。</p> <p>・抗菌薬の適正な使用を推進するため、抗菌薬適正使用支援チームの設置について検討を行う。</p> <p>・北病院の医療安全対策を強化するため、専任の看護師を配置する。</p> <p>イ 情報の共有化</p> <p>より確かな医療安全対策を講じるため、医療従事者間における医療関係情報の共有化を図る。</p> <p>ウ 医療事故への対応</p> <p>・医療事故が発生した際の事故調査委員会の設置やその対応マニュアルの作成など、医療事故への対応を図る。</p> <p>・平成29年度に発生した異型輸血医療事故の再発防止策として、輸血事故防止及び病院輸血マニュアル周知の研修会や救命救急センターにおける緊急輸血訓練を実施する。</p> <p>②医療倫理の確立</p> <p>患者の尊厳を尊重する医療倫理を確立するため、倫理委員会でのチェックや職員研修を実施する。</p>

第2期中期計画	平成31年度計画 (赤:新規)	平成30年度計画
<p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。</p> <p>⑤患者サービスの向上 外来患者の待ち時間や患者満足度調査を毎年定期的に実施し、より正確な実態の把握に努め、診療予約制度の効率的運用や受付から精算までが円滑に行われるための施設・設備面を含めた実施体制の整備、職員への接遇研修などにより、患者サービスの向上に努める。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。</p> <p>⑦電子カルテの更新 医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に向け、現有システムの改善点や新たな機能の検討を行う。</p>	<p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。 また、薬剤紛失事案に係る改善計画の着実な実施及び薬剤管理のより一層の強化を図る。</p> <p>⑤患者サービスの向上 ・各科受付から精算までの患者の流れを改善するため、受付業務、会計・精算事務の見直し等を行い、会計時間の短縮を図るとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。 <u>・スムーズな外来診療予約が行えるよう、総合電話予約センターの職員を増員する。</u> <u>・入院などの説明をワンストップで行う入退院センターの面談室を3室から10室に増設し、現在3科のみで実施している説明を全診療科に拡大し実施する。</u> <u>・平成30年12月に開設した「患者相談窓口」において、医療相談体制の一層の充実を図る。</u> ・北病院では、患者や来院者の受動喫煙を防止するため、法令に基づいた取り組みを進める。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 ・紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。 また、文書管理システムを活用し、診療に関する資料の効率的な管理を行う。 ・医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に向け、現有システムの改善点や新たな機能の検討を行う。 また、北病院では医療情報システムに係るハード整備を行う。</p>	<p>③患者・家族との信頼・協力関係の構築 疾病的特性・医療行為の内容と効果及び副作用・リスクに関する十分な説明と理解（インフォームド・コンセント）に基づき、最適な医療を提供する。 また、医療行為等に関し、患者との見解の相違などが生じた場合には、担当医師等を中心として、真摯にかつ適切な対応を図る。</p> <p>④医薬品の安心、安全な提供 中央病院の病棟への薬剤師の配置を推進し、病棟薬剤業務の拡充を図るとともに、医薬品の処方、投薬の安全性等の確保に努め、患者への服薬指導をさらに推進する。 また、薬剤紛失事案に係る改善計画の着実な実施及び薬剤管理のより一層の強化を図る。</p> <p>⑤患者サービスの向上 ・各科受付から精算までの患者の流れを改善するため、受付業務、会計・精算事務の見直し等を行い、会計時間の短縮を図るとともに、病院職員の接遇強化も図っていく。</p> <p>・入院などの説明をワンストップで行う入退院センターの充実に向けた検討を行う。</p> <p>・北病院では、患者や来院者の受動喫煙を防止するため、敷地内禁煙に向けた取り組みを進める。</p> <p>⑥診療情報の適切な管理 紙カルテの適切な保管、電子カルテに係る運用規程の遵守など患者の診療情報を厳格に管理するとともに、患者・家族に対する診療情報の開示を適切に実施する。 また、文書管理システムを活用し、診療に関する資料の効率的な管理を行う。 医療情報システム（電子カルテシステム等）の更新に向け、現有システムの改善点や新たな機能の検討を行う。 また、北病院では医療情報システムに係るハード整備を行う。</p>
<p>2 医療に関する調査及び研究 県立病院機構の有する医療資源を活用した調査及び研究を進め、その成果を国内外に積極的に情報発信する。また、調査及び研究を取り組むにあたっては、関係法令・指針等の遵守に努める。</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施する。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、豊富な臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。 認知コンピュータ（コグニティブ・コンピューティング・システム）を利用した診断等の可能性について調査、研究を行う。</p>	<p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1)新薬開発等への貢献 新薬の開発等に貢献するため、治療の効果や安全性を確認するための治験を積極的に実施するとともに、臨床試験管理センターにより、治験の円滑な実施と関連部署との連携強化を図る。 また、治験に関する情報をホームページ等で公開する。</p> <p>(2)各種調査研究の推進 医療技術の向上に貢献するため、臨床事例をもとに、各種調査研究を県立大学等と連携し、積極的に推進する。 認知コンピュータ（コグニティブ・コンピューティング・システム）を利用した診断等の可能性について調査、研究を行う。</p>
<p>3 医療に関する技術者の研修 医療従事者の研修の充実に取り組むとともに、他の医療機関との交流を進めること。</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援し、医師の専門性の向上を図る。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p>	<p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1)医療従事者の研修の充実 ①医師の専門性の向上 研修体制の充実や専門医・認定医等の資格取得を支援するとともに、医師の専門性の向上を図る。</p>

第 2 期 中 期 計 画	平成 31 年度計画 (赤 : 新規)	平成 30 年度計画
<p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などを行い、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>	<p>②認定看護師等の資格取得の促進 認定看護師等の資格取得を支援するとともに、資格を取得しやすい環境を整える。</p> <p>③研修の充実 院内研修会の開催をはじめ、先進的な研修・研究会への派遣などにより、職員の資質の向上を図る。</p> <p>(2) 県内の医療水準の向上 ①地域医療従事者の研修 他の地域医療機関の医療従事者を対象とした病院セミナーの定期的な開催など、医療技術の向上に資する研修を実施する。</p> <p>②研修、実習等の実施 他の医療機関の医療従事者などを対象に、拠点病院として有する知識や技術を活かして、がん診療、感染症診療等に係る研修を実施する。</p> <p>③医療従事者養成機関からの実習生の受け入れ 看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等を目指す実習生を養成機関から積極的に受け入れ、人材養成の支援に努める。</p>
<p>4 医療に関する地域への支援 地域医療機関との連携の強化及び機能の分担を図る中で、県立病院機構の機能を活かし、医療に関する地域への支援を行う。</p> <p>(1) 地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、他の医療機関との協力のもと、病院と病院との連携や病院と診療所との連携である、いわゆる病病・病診連携を推進し、県全体として県民に適切な医療を提供できる体制を構築するため、地域医療機関の医師との共同利用病床を整備するとともに、紹介率・逆紹介率の向上や登録医制度の普及に努めるなど、医療法（昭和23年法律第205号）第4条に定められた地域医療支援病院の承認に向けた取組を進める。</p> <p>(2) 地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 県立中央病院の施設、設備、高度・特殊な医療機器の共同利用などを進める。</p> <p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 県立病院機構の機能を活かした研修プログラムの内容の充実を図るとともに、指導医の育成、資質の向上に積極的に取り組むことで、臨床研修医と専修医を確保し、本県への医師の定着を促進する等地域医療への支援を行う。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>(3) 地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 ①地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、地域医療支援病院として、患者支援センターを中心に、いわゆる病病・病診連携を推進していく。 また、地域の医療水準向上のため、患者が退院する際には、紹介元の医療機関に加え、身近な「かかりつけ医」に対しても、画像などを添付した診療情報提供書により情報を共有し、地域の医療機関と連携した治療を行う。 かかりつけ医検索システムを活用し、連携医への紹介促進及び連携医情報の提供により患者サービスの向上を図る。</p> <p>②地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。特に、平成30年11月より開始した「DXA法」による高精度な骨密度検査の共同利用について、積極的な活用を促進する。</p> <p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 臨床研修医と専修医を確保し、本県への医師の定着を促進するため、平成30年度から開始した新専門医制度において、内科、救急科、整形外科、総合診療科、精神科では基幹施設として、またその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行い、引き続き研修を実施する。 また、平成31年度から新たに基幹施設となる外科領域において研修を開始する。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、公的医療機関への外来診療の協力体制を推進する。</p> <p>③地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p>	<p>4 医療に関する地域への支援 ①地域医療機関との協力体制の強化 県立中央病院が、地域医療支援病院として、患者支援センターを中心に、いわゆる病病・病診連携を推進していく。 また、地域の医療水準向上のため、患者が退院する際には、紹介元の医療機関に加え、身近な「かかりつけ医」に対しても、画像などを添付した診療情報提供書により情報を共有し、地域の医療機関と連携した治療を行う。 かかりつけ医検索システムを活用し、連携医への紹介促進及び連携医情報の提供により患者サービスの向上を図る。</p> <p>②地域医療への支援 ①医療機器の共同利用 他の医療機関等から県立中央病院所有の医療機器による検査等の依頼があった場合は積極的に引き受ける。</p> <p>②臨床研修医、専修医の受け入れ態勢の強化 臨床研修医と専修医を確保し、本県への医師の定着を促進するため、平成30年度から開始される新専門医制度において、内科、総合診療科、救急科、精神科では基幹施設として、またその他の科では連携施設として、専修医（専攻医）の受け入れを行い、研修を開始する。 また、外科領域においても専門研修プログラムを作成し、基幹施設となるための申請を行う。</p> <p>③公的医療機関への支援 県立病院機構の医師の増員を図る中で、地域の公的医療機関を支援するため、当機構の医師を派遣する。</p> <p>③地域社会への協力 ①救急救命士の育成 救命救急センターの機能を活かして、救急救命士の育成に努める。</p> <p>②看護師養成機関等への講師派遣 看護師養成機関での授業や地域医療機関の医療従事者を対象とした研修会などに対し、講師を派遣する。</p>
6		

第2期中期計画	平成31年度計画 (赤:新規)	平成30年度計画
<p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p> <p>5 災害時における医療救護 県立の病院として、日頃から災害発生時における適切な医療救護活動が実施できるよう訓練するとともに、災害時においては、山梨県地域防災計画（大規模災害時医療救護マニュアル）に基づき、迅速な医療救護活動に取り組む。</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 大規模災害を想定したトリアージ訓練などを定期的に行うとともに、災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 ・大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行う。 ・災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。また、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図るため、山梨県の災害派遣精神医療チーム（山梨D P A T）を派遣する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>	<p>③公的機関からの鑑定・調査への協力 公的機関からの医療に関する鑑定や調査について積極的に協力する。</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能 ・大規模災害を想定したトリアージ訓練などを行う。 ・災害発生時には、知事の要請に応じてDMA Tを派遣するなど、基幹災害拠点病院としての機能を発揮する。また、県内外の被災地域において、被災者や支援者に対して精神保健医療活動を行うことにより、災害時の心のケアの充実を図るため、山梨県の災害派遣精神医療チーム（山梨D P A T）を派遣する。</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力 他県等の大規模災害等においても、知事の要請に応じてDMA T等を派遣するなど、積極的に医療救護活動に協力する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 自主的で柔軟な業務運営である地方独立行政法人制度の特長を活かし、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 ・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。 ・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。 ・県民に質の高いがんゲノム医療を提供するため、<u>がんゲノム医療拠点病院</u>の指定に向けた体制を整備する（再掲）。 また、がんゲノム医療拠点病院では、臨床検査を適切に実施するために第三者認定を受けることが必要と見込まれることから、<u>大型検査機器を最新の機種に更新し、検体検査、病理検査及びゲノム検査について、ISO15189（臨床検査室の品質と能力に関する特定要求事項に関する国際規格）認定のための審査を受審する。</u> ・平成29年度に設置した、肝胆脾・消化器病センター及び循環器病センターにおいて、内科と外科が一体となった治療を実施する（再掲）。</p> <p>・中長期の医療需要を見極め、中央病院、北病院が提供すべき医療について調査・研究を進め、長期に取り組むべき課題は次期中期計画に反映させる。</p> <p>(中央病院検討事項) ・検査待ち時間解消に向け、<u>検査時間の短縮が実現できる最新のX線CT装置の導入など放射線機器の整備</u> ・<u>大動脈ステントグラフト、径カテーテル大動脈弁置換術など心臓管に係る先進的な手技を迅速かつ安全に実施する、手術室と心・脳血管X線撮影装置を組み合わせたハイブリッド手術室の整備及び心臓管センターの設置</u> ・<u>平成30年度の診療報酬改定において胃がんをはじめ多くのロボット手術が保険収載されるなど、今後拡大が見込まれる手術支援ロボット「ダヴィンチ」手術に対応した環境の整備</u> ・<u>適切な医療を提供するため、眼科外来において白内障の日帰り手術が可能となる手術室の整備など外来機能の拡充</u> ・<u>人工知能（AI）を活用した先進的かつ革新的医療へ対応できる体制の構築</u></p> <p>(北病院検討事項) ・<u>入院患者に対する身体合併症に対応できる体制整備</u> ・<u>薬物依存症、ギャンブル依存症、ゲーム障害等への治療プログラム開発（再掲）</u> ・<u>県内における治療抵抗性統合失調症治療の普及、啓発</u></p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 医療環境の変化に対応できる運営体制の構築 ・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員の機動的配置に努める。 ・医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。 ・県民に質の高いがんゲノム医療を提供するため、平成30年度から始まるがんゲノム医療連携病院の指定に向けた体制を整備する（再掲）。 また、がんゲノム医療連携病院では、臨床検査を適切に実施するために第三者認定を受けることが望ましいとされていることから、検体検査及び病理検査について、ISO15189（臨床検査室の認定）取得のための準備に着手する。 ・平成29年度に設置した、肝胆脾・消化器病センター及び循環器病センターにおいて、内科と外科が一体となった治療を実施する（再掲）。 ・がん及び感染症に関する遺伝子検査を迅速かつ低廉に実施するため、検査部の中にゲノム検査科を設置する（再掲）。</p> <p>・中長期の医療需要を見極め、中央病院、北病院が提供すべき医療について調査・研究を進め、長期に取り組むべき課題は次期中期計画に反映させる。</p> <p>(中央病院検討事項) ・放射線機器の導入 ・手術支援ロボット「ダヴィンチ」手術の拡大を見据えた環境整備 ・ハイブリット手術室の整備 ・外来機能の拡充 ・AIの活用</p> <p>(北病院検討事項) ・内科診療</p>

第 2 期 中 期 計 画	平成 31 年度計画 (赤 : 新規)	平成 30 年度計画
2 効率的な業務運営の実現 委託業務の適正化の検討や職員のプロパー化等による簡素で効率的な運営体制を構築し、全職員が一丸となって、医療サービスの向上と経営改善に取り組む。	2 効率的な業務運営の実現 ・適正な外部委託を継続するため、委託の是非や質に関して検討する委員会を設置し、業務内容の課題発見や改善を隨時行うよう努める。 ・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。 ・器械備品の保守料を削減するため、器械備品の更新、増設時に備品購入費だけでなく保守料を含めたトータルの費用により入札を実施する。 <u>また、約 60 種類ある放射線機器の保守契約を一括して締結することにより、経費削減を図る。</u>	2 効率的な業務運営の実現 ・適正な外部委託を継続するため、業務内容の課題発見や改善を隨時行うよう努める。 ・医療ニーズの多様化・高度化、患者動向などを踏まえ、必要に応じて職員を採用するとともに、法人内における弾力的な配置を進める。 ・器械備品の保守料を削減するため、器械備品の更新、増設時に備品購入費だけでなく保守料を含めたトータルの費用により入札を実施する。
3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 (1) 診療報酬請求の事務の強化 診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 (1) 診療報酬請求の事務の強化 ・診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図る。 ・診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築する。 ・レセプト請求の迅速化や減点を防止するために導入したレセプトチェックシステムを有効に活用することにより、さらなる請求事務の適正化を図る。	3 経営基盤を強化する収入の確保、費用の節減 (1) 診療報酬請求の事務の強化 ・診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図る。 ・診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築する。 ・レセプト請求の迅速化や減点を防止するために導入したレセプトチェックシステムを有効に活用することにより、さらなる請求事務の適正化を図る。
(2) 料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金については、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。	(2) 料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。	(2) 料金収入の見直し 診療報酬基準以外の料金について、新規需要等を的確に捉え、隨時適正な料金の設定を図る。
(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。	(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。	(3) 未収金対策 患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。
(4) 材料費の適正化 後発医薬品の採用を推進するとともに、診療材料の購入にあたりその費用対効果を十分に検証するなど、材料費の適正化に努める。	(4) 材料費の適正化 ・材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会により効能・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。また、後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努めるとともに、共同購入を行う選定品を追加し更なるコスト削減に取り組む。 <u>・院内各水道蛇口に節水装置を設置し、水道料金の削減を図る。</u> <u>・院内暖房設備にインバーター制御機能を導入し、電気料金の削減を図る。</u>	(4) 材料費の適正化 ・材料の新規採用にあたり、院内の関係者で構成される院内委員会により効能・効果等の必要性及びコストを比較し、適正な選択を行う。また、後発医薬品の採用、同種同等品への切替等による材料費の適正化に努めるとともに、共同購入を行う選定品を追加し更なるコスト削減に取り組む。 ・競争入札を実施し、電気料金の削減を図る。
4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。	4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。	4 事務部門の専門性の向上 医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修の実施など、県立病院機構が行う業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。
5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報等の周知 医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。	5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報の周知 メディカルコードの活用や日本病院協会の QI プロジェクトへの参加等により医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 また、診療報酬上の加算について、導入、拡大できる項目の分析を進め、その可否について検討を行う。	5 職員の経営参画意識の向上 (1) 経営関係情報の周知 メディカルコード等の活用により医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果をわかりやすく職員に周知し、職員の経営参画意識を高める。 また、診療報酬上の加算について、導入、拡大できる項目の分析を進め、その可否について検討を行う。
(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。	(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。	(2) 取組の共有化 中期計画等に掲げる取組について、病院全体で共通認識をしたうえ、その取組状況の共有を図る。
(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容について、真摯に検討をしていく。	(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現について、真摯に検討していく。	(3) 職員提案の奨励 職員の病院経営に対する参画意識や目標達成に向けた意欲を高めるため、職員提案を奨励し、提案された内容の実現について、真摯に検討をしていく。

第 2 期 中 期 計 画	平成 31 年度計画 (赤 : 新規)	平成 30 年度計画
6 職場環境の整備	6 職場環境の整備	6 職場環境の整備
(1)働きやすい職場環境の整備 各現場における医療従事者の配置及び勤務状況を把握するとともに、医療従事者が安心して働くことができるよう、仕事と生活の調和の取れた職場環境の整備に努める。	(1)働きやすい職場環境の整備 ・働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施するとともに、職員の働きやすい職場環境の整備に努める。 <u>・衛生管理者及び産業医による院内の定期巡回を実施し、安全衛生上の課題を指摘し改善を図っていく。</u> ・仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育を開設する。 ・ <u>増え続ける二次救患者に対応するため、二次救急当番日の負担軽減について、県及び他の医療機関との協議会の場で働きかけを行っていく。</u> ・職員の心身の健康を維持するため、 <u>昨年度、夏季休暇取得可能な期間を2か月延長したが、平成31年度はさらに2か月延長し、5月から11月までの間取得可能とする。また、休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、時間外勤務縮減に向けた取り組みを推進する。</u> <u>さらに、中央病院内に健康管理室を新設し、職員の健康指導や健康相談等を実施する。</u>	(1)働きやすい職場環境の整備 ・働きやすい職場環境の実現に向け、各現場における職員の感想や意見をより的確に把握するため、職員満足度調査を実施する。 ・労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施するとともに、職員の働きやすい職場環境の整備に努める。 ・仕事と生活の調和の取れた職場環境の実現のため、病児・病後児保育を開設する。 ・救急科医師の勤務状況を改善するため、交代制勤務制度を導入する。また、増え続ける二次救患者に対応するため、二次救急当番日の負担軽減について、県及び他の医療機関との協議会の場で働きかけを行っていく。 ・職員の心身の健康を維持するため、夏季休暇を取得可能な期間を拡大し、休暇を取得しやすい環境を整備する。
(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。	(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。 また、医療技術職員等の技術向上を図るため、国内職員相互研修制度を積極的に活用する。	(2)資格取得を含む研修の充実 病院職員の職務能力の高度・専門化を図るため、資格取得を含む研修を充実する。 また、医療技術職員等の技術向上を図るため、国内職員相互研修制度を積極的に活用する。
(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 職員の業績や能力を、給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するための簡素で公平な人事評価制度を構築する。	(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 平成30年度に導入した人事評価制度を活用し、業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理を行っていく。	(3)公平で客観的な人事評価システムの導入 簡素で公平な人事評価制度を活用し、業績や能力を給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理を行っていく。

第2期中期計画

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置」を着実に実施することにより、経営基盤の安定化を図り、中期目標期間内の累計の経常収支を黒字とする。

1 予算（平成27年度～平成31年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	111,461
医業収益	92,999
運営費負担金	17,154
その他営業収益	1,308
営業外収益	2,081
運営費負担金	1,171
その他営業外収益	910
資本収入	5,576
運営費負担金	0
長期借入金	5,576
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	119,118
支出	
営業費用	95,713
医業費用	94,870
給与費	45,352
材料費	31,144
経費	17,838
研究研修費	536
一般管理費	843
営業外費用	1,701
資本支出	23,879
建設改良費	9,809
償還金	14,070
その他の支出	0
計	121,293

【人件費の見積り】

期間中総額46,015百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

平成31年度計画 (赤：新規)

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算(平成31年度)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	27,435
医業収益	23,853
運営費負担金	3,256
その他営業収益	326
営業外収益	340
運営費負担金	142
その他営業外収益	198
資本収入	1,117
運営費負担金	0
長期借入金	1,117
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	28,892
支出	
営業費用	24,255
医業費用	24,139
給与費	11,238
材料費	8,966
経費	3,767
研究研修費	168
一般管理費	116
営業外費用	203
資本支出	5,072
建設改良費	2,566
償還金	2,506
その他の支出	0
計	29,530

【人件費の見積り】

期間中総額11,312百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

平成30年度計画

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算(平成30年度)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	26,784
医業収益	22,969
運営費負担金	3,487
その他営業収益	328
営業外収益	339
運営費負担金	145
その他営業外収益	194
資本収入	762
運営費負担金	0
長期借入金	762
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	27,885
支出	
営業費用	22,995
医業費用	22,885
給与費	10,573
材料費	8,539
経費	3,620
研究研修費	153
一般管理費	110
営業外費用	228
資本支出	4,601
建設改良費	1,641
償還金	2,960
その他の支出	0
計	27,824

【人件費の見積り】

期間中総額10,647百万円を支出する。
なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金のルール】

救急医療等の政策医療経費については、地方独立行政法人法第85条第1項の規定により算定された額とする。
長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金は、経常費助成のための運営費負担金とする。

第 2 期 中 期 計 画

平成31年度計画
(赤:新規)

平成30年度計画

2 収支計画(平成27年度～平成31年度)

(単位:百万円)

区分	金額
収入の部	113,851
営業収益	111,835
医業収益	92,827
運営費負担金収益	17,154
資産見返負債戻入	546
その他営業収益	1,308
営業外収益	2,016
運営費負担金収益	1,171
その他営業外収益	845
臨時利益	0
支出の部	110,406
営業費用	104,168
医業費用	103,343
給与費	45,320
材料費	28,362
経費	16,417
減価償却費	12,752
研究研修費	492
一般管理費	825
営業外費用	5,988
臨時損失	250
純利益	3,445
目的積立金取崩額	0
総利益	3,445

3 資金計画(平成27年度～平成31年度)

(単位:百万円)

区分	金額
資金収入	132,761
業務活動による収入	113,543
診療業務による収入	92,999
運営費負担金による収入	18,325
その他の業務活動による収入	2,219
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	5,576
長期借入金による収入	5,576
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	13,642
資金支出	132,761
業務活動による支出	97,415
給与費支出	46,015
材料費支出	31,144
その他の業務活動による支出	20,256
投資活動による支出	9,809
固定資産の取得による支出	9,809
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	14,070
長期借入金の返済による支出	5,929
移行前地方債償還債務の償還による支出	8,141
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	11,467

区分	金額
収入の部	27,801
営業収益	27,474
医業収益	23,802
運営費負担金収益	3,256
資産見返負債戻入	89
その他営業収益	327
営業外収益	327
運営費負担金収益	141
その他営業外収益	186
臨時利益	0
支出の部	26,646
営業費用	25,234
医業費用	25,110
給与費	11,232
材料費	8,235
経費	3,453
減価償却費	2,038
研究研修費	152
一般管理費	124
営業外費用	1,369
臨時損失	43
純利益	1,155
目的積立金取崩額	0
総利益	1,155

区分	金額
資金収入	44,618
業務活動による収入	27,777
診療業務による収入	23,853
運営費負担金による収入	3,399
その他の業務活動による収入	525
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,117
長期借入金による収入	1,117
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	15,724
資金支出	44,618
業務活動による支出	24,457
給与費支出	11,312
材料費支出	8,966
その他の業務活動による支出	4,179
投資活動による支出	2,520
固定資産の取得による支出	2,516
その他の投資活動による支出	4
財務活動による支出	2,552
長期借入金の返済による支出	823
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,683
その他の財務活動による支出	46
翌事業年度への繰越金	15,089

区分	金額
収入の部	27,181
営業収益	26,851
医業収益	22,940
運営費負担金収益	3,487
資産見返負債戻入	96
その他営業収益	328
営業外収益	330
運営費負担金収益	146
その他営業外収益	184
臨時利益	0
支出の部	25,504
営業費用	24,289
医業費用	24,179
給与費	10,570
材料費	7,919
経費	3,388
減価償却費	2,158
研究研修費	144
一般管理費	110
営業外費用	1,164
臨時損失	51
純利益	1,677
目的積立金取崩額	0
総利益	1,677

区分	金額
資金収入	43,548
業務活動による収入	27,123
診療業務による収入	22,969
運営費負担金による収入	3,632
その他の業務活動による収入	522
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	762
長期借入金による収入	762
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	15,663
資金支出	43,548
業務活動による支出	23,222
給与費支出	10,647
材料費支出	8,539
その他の業務活動による支出	4,036
投資活動による支出	1,575
固定資産の取得による支出	1,573
その他の投資活動による支出	2
財務活動による支出	3,027
長期借入金の返済による支出	1,263
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,697
その他の財務活動による支出	67
翌事業年度への繰越金	15,724

第 2 期 中 期 計 画	平成 31 年度計画 (赤 : 新規)	平成 30 年度計画
第 5 短期借入金の限度額	第 4 短期借入金の限度額	第 4 短期借入金の限度額
1 限度額 1, 000 百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	1 限度額 1, 000 百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応	1 限度額 1, 000 百万円 2 想定される短期借入金の発生理由 運営費負担金の交付時期の遅れ等による一時的な資金不足への対応
第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし		
第 7 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	第 5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	第 5 剰余金の使途 決算において剰余金を生じた場合は、将来の病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。
第 8 料金に関する事項		
1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1)健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額 (2)健康保険法第85条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づく基準により算定した額 (3)(1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額		
2 使用料等の減免 理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。		
第 9 その他業務運営に関する重要事項	第 6 その他業務運営に関する重要事項	第 6 その他業務運営に関する重要事項
1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。	1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。	1 保健医療行政への協力 県などが進める保健医療行政に積極的に協力する。
2 法令・社会規範の遵守 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。	2 法令・社会規範の遵守 ・ 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。 ・ 法人の業務の適正化を確保するため、「内部統制」、「リスク管理」、「外部通報、内部通報制度」等に関する規程を整備するとともに、組織の見直しについて検討を行う。	2 法令・社会規範の遵守 ・ 県立の病院としての公的使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部規律の策定、倫理委員会によるチェック等を通じて、職員の行動規範と倫理を確立する。 ・ 法人の業務の適正化を確保するため、「内部統制」、「リスク管理」、「外部通報、内部通報制度」等に関する規程を整備するとともに、組織の見直しについて検討を行う。
3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。	3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 また、病院の情報発信力を高めるため、平成 30 年度に改修したホームページシステムを活用し、機構各部署において積極的な情報発信に努める。さらに、誰もが見やすい内容とするため、各ページの形式の統一化を進めるとともに、内容の鮮度管理を適宜監視する体制を構築する。	3 積極的な情報公開 運営の透明性の確保に努め、年度計画の策定時や評価委員会の評価を受けた後などに、ホームページを活用し、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組む。 また、病院の情報発信力を高めるため、各部署においてホームページの修正が簡単に行えるよう、ホームページシステムを更新する。
4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 5 条で定める事項	4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 5 条で定める事項	4 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第 5 条で定める事項
(1)施設及び設備に関する計画	(1)施設及び設備に関する計画	(1)施設及び設備に関する計画
施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整 総額 国・県補助金、長期借入金等 9,809百万円	施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整 総額 国・県補助金、长期借入金等 2,566百万円	施設及び設備の内容 予定額 財源 病院施設、医療機器等整 総額 国・県補助金、长期借入金等 1,641百万円
(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。	(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。	(2)人事に関する計画 政策医療の確実な実施や質の高い医療の提供に向け、医療従事者の確保など、適切な人事管理を行う。
(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。	(3)積立金の処分に関する計画 前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設や医療機器の整備費用等に充てる。
(4)その他法人の業務運営に関し必要な事項なし		